

計画の概要

1 計画改定の趣旨

本市では、平成20年度に川西市耐震改修促進計画(第1期)を策定、平成27年度に全面改定(第2期)し、住宅と建築物の耐震化を促進させるための施策を総合的に進めてきた。

南海トラフ巨大地震等の発生の切迫性が指摘されている中、引き続き住宅と建築物の耐震化を計画的に進める必要があることから、これまでの施策の点検を行うとともに、新たな目標や施策を設定し、計画を改定する。

2 計画の位置付け

- 建築物の耐震改修の促進に関する法律第6条に基づく「市区町村耐震改修促進計画」

3 計画の期間

令和8年度から令和17年度までの10年間

基本的な取組方針

- 住宅及び多数利用建築物の耐震化は、所有者等が自らの問題として取り組むことが不可欠であり、県及び市は、所有者等の取組を支援する観点から必要な施策を実施
- 住宅及び多数利用建築物に関わる全ての事業者は、耐震診断や改修に係る知識及び技術力の向上に努め、所有者等に対して適切なアドバイス、ニーズに沿った改修工事等を実施

現状と課題

1 住宅

ア 耐震化に消極的な居住者等に対する意識啓発

イ 耐震化に係る市民負担の軽減

ウ 高齢者のみ住宅の耐震化促進

エ 現行補助制度の課題解消

2 多数利用建築物

ア 民間建築物の耐震化促進

イ 所有者に対する意識啓発、行政指導

ウ 権利調整や合意形成等が困難な民間建築物のサポート

耐震化の目標

1 住宅

令和17年度までに耐震性が不十分な住宅をおおむね解消¹するとともに、意識啓発活動に関する目標を設定

(1) 耐震化の目標

区 分	現状(令和5年)	目標(令和17年度)
住宅総数	63,640戸	63,640戸
耐震性が不十分	5,251戸	耐震性が不十分な住宅をおおむね解消 ¹
耐震化率	91.7%	

¹ 耐震化は所有者の判断で行われるものであり、100%に近い状態を目指す目標として設定

(2) 意識啓発活動の目標

耐震性が不十分な全ての住宅に対する「プッシュ型意識啓発」の実施

2 多数利用建築物²

令和17年度までに耐震性が不十分な多数利用建築物をおおむね解消するとともに、意識啓発活動に関する目標を設定

(1) 耐震化の目標

区 分	現状(令和7年)	目標(令和17年度)
建築物総数	335棟	335棟
耐震性が不十分	10棟	耐震性が不十分な多数利用建築物をおおむね解消
耐震化率	97.0%	

² 多数利用建築物 (用途)学校、病院、ホテル、庁舎、物販店、飲食店、福祉施設等(規模)一部の用途を除き3階以上かつ1,000㎡以上

(2) 意識啓発活動の目標

耐震性が不十分な全ての多数利用建築物に対する「プッシュ型意識啓発」の実施

住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策(主なもの)

1 住宅

(1) 普及啓発

- ア 耐震性が不明又は不十分な住宅の把握
 - ・登記情報等を活用した旧耐震基準住宅リストを整備
- イ 旧耐震基準住宅居住者等へのプッシュ型意識啓発
 - ・診断結果や居住者属性等を考慮した、効果的な意識啓発を実施
- ウ 市民全体への幅広い周知
- エ 耐震に係る制度情報等の提供

(2) 住宅の耐震化促進支援策

- ア 簡易耐震診断の推進
- イ ひょうご住まいの耐震化促進事業の推進
- ウ 補助事業の円滑な運用
- エ 高齢者居住住宅への支援強化

2 多数利用建築物

(1) 多数利用建築物の耐震化促進支援策

- ア 民間建築物の耐震化に関する支援
 - ・優先的に耐震化すべき建築物に対する補助メニューの拡充を検討

(2) 意識啓発・環境整備

- ア 所有者への直接的な働きかけ(プッシュ型意識啓発)や丁寧な進捗管理を実施
- イ 所管行政庁連絡会議等を設置し、所管行政庁やその他市町との連携を強化
- ウ 相談体制の整備

(3) 環境整備

- ア 相談体制の確保
- イ 安心して事業者を選択できる環境の整備
- ウ 他分野施策との連携
- エ 事業者との連携
 - ・水回りやバリアフリー工事等と併せた耐震化の必要性を周知
- オ 事業者の信頼性向上
- カ 低コスト工法の普及・活用促進
 - ・低コスト工法、命を守る改修工事の普及、活用の推進
 - ・低コスト工法の効果や実施事業者の周知

3 その他

- ・木造住宅の耐震性能検証法に基づく状況確認の必要性等の周知
- ・地震保険等の加入促進
- ・耐震改修に関する融資・税制等の情報提供
- ・自治会・コミュニティとの連携
- ・法による耐震性確保等のための措置に関する所管行政庁との連携